

第27回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成24年1月12日(木) 14:00～15:23

場 ところ 大分文化会館第2小ホール

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、秦 政博、衛本 敏廣、小原 美穂、園田 敦子、
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、
竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、安部 剛祐、野尻 哲雄、
井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、仲摩 延治、皆見 喜一郎、
入田 光の各委員(計25名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司
同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
同主任 森田 俊介(計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長 玉衛隆見)、(同主幹 渡邊信司)、
議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、選挙管理委員会事務局主査
下村 光典、人事課主査 幸野 勝、広聴広報課主任 小野 貴史
(統括者・副統括者除く 計4名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主任 大城 存、
同主任 島谷 幸恵(計4名)

【傍聴者】

1名

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(2) その他

< 第27回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

皆様方、こんにちは。新年早々からお集まりいただきましてありがとうございます。どうぞ、今年もよろしく願いいたします。ただ今から、第27回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。皆様方にはお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の検討委員会では市民意見交換会及び市民意見公募の意見について、ご検討をお願いしたいと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶いただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

委員長

新年を迎えまして、最初の全体会議でございます。改めまして、本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年末に第26回の全体会議を開催させていただきました。そこで、今日は第26回の全体会議を踏まえまして、更に新しいステップを踏みたいと思うところでございます。

最初にお断りをさせていただかなければならないのですが、今日は委員の皆様方に万障繰り合わせて、ご出席をいただいているわけですが、そういう委員さんの中で、どうしても一定時間までしか参加できないという委員さんが複数おられます。その委員さんが欠けますと、今後の展開において、できるだけ多くの方にご参加いただいて運営をさせていただきたいと思っておりますので、本来の筋論からいきますと、皆様方のお手元にある資料を全部詳細に事務局の方から説明をさせていただいて、そして話を先に進めていくというのが筋でございますが、今後の運営のやり方につきまして、その委員さん達が外れてしまいますので、できましたら重要なポイントの部分をご説明させていただいて、詳細につきましては後ほどごゆっくりということで、変則になりますが、その辺のところをご理解いただければと思います。是非とも、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

そこで、今申し上げましたような観点から、最も全体会議で重要なポイントに当たる部分、前回との繋がりもでございます。特に、前回皆様方にご確認していただきました論点というのがございます。その論点を中心に、事務局の方からご説明をいただきたいと思っております。

その論点につきましては、思い出していただければと思いますが、その論点につきまして私どもは絞り出しをしたわけですが、論点につきましてどういう対応するかにつきましては、一応事務局の方でたたき台を作っていたということであったかと思っております。そういうことから事務局の方でたたき台を作っていたところでございます。

しかし、これはあくまでもたたき台でございまして、全体会議の委員の皆様方のご意向によって、新しい方向性を示していただくことになっておりますので、白地の部分からの議論というよりも、より効率的な議論ということでたたき台を作っていたところでございます。

これは、第26回の全体会議でご承認いただいた部分でございます。その部分も当然でございますが、新たに事務局の方で色々な観点から精査し

事務局

ていただいた部分につきまして、これは論点として掲げていったらどうだろうかという点も2点ほどございます。そういったことを全て含めて、事務局の方からご説明を最初に賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、右上に「資料4」と書いております資料の方をご覧いただきたいと思います。こちらの方では市民意見公募、パブリックコメントにおけるご意見に対する回答として、事務局案を作成いたしておりますので、そのうち主な内容についてのご説明をさせていただきます。

まず、2番の項目になりますが、「この条例により、市民の直接政治参加を可能とすることは、憲法上問題がある」とのご意見をいただいております。回答といたしましては、「憲法や法律により定められ枠組みを変えるものではないことや、この条例は市民の意見を広く聞き、それらを行政運営に適切に反映させるための基本的なルールを定めるものである」とことを述べております。

次に、中ほどの9番になりますが、この条例を「最高規範」と位置付けていることについて、「本来他の条例と同列であるはずのこの条例が、何故『最高規範』と位置付けられるのか」というご意見ですが、回答としましては、「一般的なルールの上では、他の条例との上下関係はありませんが、ここでいう『最高規範』とは、今後のまちづくりにおける市民、議会、行政の共通の約束事であり、他の条例や規則、あるいは各施策などの運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重すべきという意味である」としております。

次に、11番になりますが、「市民に外国人を含め、市政への参加を認めることには反対である」とのご意見ですが、回答としましては「本市のまちづくりにおいては、この条例で定義している市民の方が様々な形で貢献していただいている実態が既にあり、そうした活動はこれからも必要であること。また、そうは言ってもあらゆる市民が全ての面で同じ権利を有するという意味ではないこと」などを述べています。

また、一番下の15番では、市民主権という言葉に対するご意見をいただいておりますが、これにつきましては後ほどご議論いただきたいと考えております主要な論点の中に含まれている内容でもございますので、ここでは一旦説明を省かせていただきます。

次に、2ページ目をご覧ください。子どもの権利やまちづくりへの参加についてのご意見を幾つかいただいておりますが、回答としましては「子どもの権利については、本来既に有している権利のうち、特に確認しておく必要があるものを規定したものであること。また、まちづくりにおいては、子どもについてもそれぞれの立場に応じた活動を行い、貢献してもらいたいこと」などを述べております。

次に、22番では、市民の権利についてのご意見をいただいておりますが、回答としましては、「ここに謳った内容が市民の権利の全てではなく、本来的に市民が有している権利のうち、本市の自治やまちづくりを行う上で特に確認しておくべき重要な内容を明示したものであること」としてお

ります。

次に、24番では、「市民の責務のうち、行政サービスに対する応分の負担の例示として、『市税等』と表現していること」に対する意見でございますが、こちらにつきましても後ほどの論点の中でご議論いただければと思っておりますので、そちらへ委ねたいと思っております。

次に、32番ですが、「多様な市民意見を市政に反映させることについて」のご意見ですが、回答としましては「多くの市民意見を市政に反映させることは必要なことであり、その際、多様な意見を調整することについては、行政や議会が主体性をもって行うものであること」などを述べております。なお、その下の33番も類似の内容でございます。

次に、3ページ目をご覧ください。39番から41番に書かれております「住民投票」についても、多くのご意見をいただいた重要な項目でございますので、これも後ほどの論点の中でご議論をいただくことを予定しております。こちらでは省かせていただきます。

次に、47番では「憲法や法律との関係について」のご意見ですが、回答としましては、「この条例が憲法や法律に違反したり、これらを優越するものではないことは、当然の前提である」旨を述べております。また48番では、「附則に規定する、この条例の見直しについて」のご意見ですが、回答としましては、「時代の流れによって、共通のルールを見直す必要が生じることはあり得ることであり、その際には再度、市民、議会、行政の合意によって変更されることとなりますが、このことによって最高法規性が揺らぐことにはならないという旨を述べております。パブリックコメントに関する回答についてのご説明は以上でございます。

委員長

はい、事務局どうぞ。

事務局

お手元の「資料1」、「大分市まちづくり自治基本条例（素案）の論点について」をご覧ください。前回の検討委員会におきまして、事務局として考えられる大きな論点としまして、第2条「市民の定義」、第5条「子どもの権利」、第26条「住民投票」の3点あるという説明をさせていただきましたが、その後事務局と法制室と協議を重ねる中で、新たに第3条「基本理念」の中の「市民主権」という言葉、そして第6条「市民の責務」の中の「市税等」という言葉のこの2つについても、論点として整理する必要があるのではないかということで、5つの論点につきまして、「資料1」で事務局の意見を記載しております。

まず、第2条「市民の定義」についてですが、事務局の意見としましては変更する必要はないと考えております。その理由としまして、まずこの条例（素案）における「住民」という言葉につきましては、お手元の条例素案の資料も併せてご確認いただきたいのですが、第7条「議会の基本的役割と責務」、第26条「住民投票」の条文で「住民」という言葉を使用しておりますが、その「住民」という言葉につきましては、地方自治法第10条第1項の規定にある「住民」と同じ意味で使っておりまして、敢えて定義をする必要はないと考えております。

一方、「市民」という言葉につきましては、特に明確な定めがない言葉でございますので、この条例において「市民」という定義を定めているところでございます。

また「外国人を『市民』に含めるのか」という意見を市民意見交換会などでいただいておりますが、外国人の方も含め一体となってまちづくりを進めていく必要があると思っておりますので、外国人の方も当然「市民」に含まれるものと考えております。

なお、参考までに地方自治法の条文を載せておりますけども、地方自治法でいう「住民」には、外国籍を有する人も住民に含まれるという解釈になっております。また、これにつきましては、逐条解説で「住民」の説明をいたしたいと考えています。

次に、第5条「市民の権利」の中の子どもの権利についてですが、事務局の意見としましては、変更する必要はないと考えております。その理由としましては、「大分市子ども条例」が既に施行されておまして、子どもに関することを規定しても全く問題はないと考えております。また、大分市子ども条例との関係につきましては、本条例の趣旨を踏まえた上で、個別条例である「大分市子ども条例」が制定されているという、そういう捉えになるかと考えております。

次に、第26条の「住民投票」についてですが、これも事務局の意見としましては、変更する必要はないと考えております。その理由としまして、まず、この条文の趣旨は重要な政策決定を行う際に、住民投票により住民の意向を聴くことができるという選択肢を市長に与える条文となっております。市民意見交換会などでいただいた「住民の権利を条文に謳うべきではないか」という意見につきましては、既に住民の権利につきましては地方自治法に基づく住民請求という方法が用意されておりますので、敢えてこの条文の中で規定する必要はないと考えております。

なお、地方自治法の規定に基づいて住民投票を行う場合と、本条例により住民投票を行う場合のいずれの場合も、住民投票の条例を定め実施することになりますが、当然条例ですので議会での議決をいただかなければ住民投票はできないということになります。これにつきましては、逐条解説で住民の権利などの説明をいたしたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。第3条「基本理念の条文における市民主権」という言葉についてでございます。これにつきましては、事務局の意見としまして二通りの考え方があり、両論併記という形で記載をしております。これまで市民意見交換会ですとか、パブリックコメントなどでも、この「市民主権」という言葉について、ご意見はなかったかと思うのですが、再度検討させていただく上で、これは論点だろうということで捉えさせていただきます。

まず、変更なしという考え方につきましては、「市民主権」という言葉はこの条例で規定する市民の全てが同じ内容の主権を有するという意味ではなく、それぞれの市民が有する権利には違いがある中で、そうした違いがあることを前提に、それぞれの立場でまちづくりを積極的に行っていたきたいと考えておりますので、「市民主権」という言葉で問題ないと

という考え方が当然一つあると思っております。この考え方は、これまでの議論を踏まえたものになるかと思えます。

一方で、 になります。が、「市民主権」という言葉を「市民主体」に変更することも考え方としてはあると思っております。その理由としましては、「市民主権」という言葉の「市民」という言葉につきましては第2条第1項に市民の定義をしておりますが、通勤・通学者などを含めておりますので、特に憲法に定める国民主権に対比して考えた場合には、全ての市民に等しく市政に関する決定権があるというような誤解を生じる恐れがあると考えております。

例えば、主権を実現する方法の一つに選挙権があると考えた場合には、市内に住ところを有する人にしか権利はありませんので、「市民主権」を「市民主体」という言葉に変更した方が誤解を生じにくいという考え方もあろうかと思っております。

いずれの場合も、逐条解説で詳細な説明はさせていただこうと思っておりますが、ここの部分につきましては二通りの考え方について整理が必要であると思っております。

次に、第6条「市民の責務」の第1項第5号の「行政サービスに伴う市税等」という言葉の「市税等」についてですが、事務局の意見としましては、変更する必要はないと考えております。その理由としましては、応分の負担の代表的なものとして「市税」という言葉を例示的に使用しておりますが、市税に「等」という言葉を付けることにより、市税のみではないことを表していますので、表現としては特に問題はないと考えております。

以上、事務局で考えております大きな論点について、前回の検討委員会でご説明させていただいた3点と残りの2点、計5点についてご検討のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

ありがとうございました。

事務局

大変すみません。1点だけ補足をよろしいでしょうか。

委員長

はい、どうぞ。

事務局

今の説明の中で、若干誤解があつてはいけないということで、1点だけ補足をさせていただきたいのですが、地方自治法に基づく住民投票で、住民からの請求による条例制定を通じた住民投票ができるという旨を説明いたしましたけれども、この場合の「住民」というのは正確には有権者ということになり、外国籍の住民の方は含まないということになりますので、その点だけ押さえさせていただきたいと思ひます。

委員長

ありがとうございました。確認ということでございます。

さて、そういうことで、本来ならば他の資料を精査しながら論点を更に詰めていかなければならないわけでございますが、先ほど言ったような事

	<p>情がございますので、ただ今より今の5つの論点に関してでございますが、部会で更に精査していく必要があるという部会もあると予想されます。</p> <p>そういうことで、今日は部会長さんが全員お揃いでございますので、各部会で部会長さんのお近くにお集まりいただきまして、部会で開催をして更に討議をする必要があるかどうかのご検討を賜ればと思っております。時間的には今、2時20分でございますので、最大2時30分ぐらいまでにご結論を出していただければと思うところでございます。部会長さんの方で取り仕切りをやっていただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。それでは部会に分かれてご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>担当者がまいりますので、担当者と一緒にご検討いただければと思います。</p>
委員長	<p>担当者が参ります。よろしくお願いいたします。</p> <p>(各部会で検討)</p>
委員長	<p>それでは、元に戻りたいと思います。全体会議を再開させていただきます。各部会で部会長さんを中心にご検討いただきました。結論としまして、市民部会さんは開催をするということのご決定をいただいております。それから、理念部会さんは全体会議で、理念部会でこういう問題、論点について議論してほしいというご依頼があれば開催をする用意はあるが、特になければ、理念部会として積極的に部会を開催する方向にはないというご意向と承っております。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、市民部会さんの方は開催日程まで決められたようでございますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それで、理念部会さんの方で、こういった問題点について、論点について、議論してほしいというようなことがございましたら、今お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>特に、ご意向がなければ、全体会議で議論ということになりますが、よろしいでしょうか。どうぞ。</p>
副委員長	<p>前回の会議の時に、言葉の使い方、言葉の問題を条例の中で指摘された部分がありますが、その部分の訂正、あるいは改正等については事務局、検討したのですかね。</p>
事務局	<p>職員提案でいただいた分のことですか、「育み」とか。お手元の「資料5」ということで、資料をお配りさせていただいております。</p>

委員長	<p>文言としまして、微調整が必要なことがありますはしないか、ということで事務局から私の方にそういう声が届いております。これで完璧ですよというところまでは、まだ行っていない部分がありますので、微調整はあるということでございます。その点につきましては、最終的には全体会議で確認をさせていただきたいと思っております。微調整はあるということでございます。よろしゅうございましょうか、副委員長。</p>
副委員長	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、理念部会さんにつきましては、特にご要望がないということでございますので、開催の予定はなしという結論にさせていただきたいと思っております。</p> <p>さて、ご退出される委員さんが数名おられますが、可能な限りの時間帯の中で次の話に進んでまいりたいと思っております。</p> <p>次は、論点として掲げられた5つの論点がございます。更に論点が増えるかもしれませんが、今のところ5つの論点ということでございます。特に論点の中でも、前回事務局に考え方のたたき台を作ってくれないかのご依頼をした、特に3点を中心にご意見を賜りたいと思っております。時間の関係で、順番に押さえていきたいと思っております。</p> <p>第2条の部分、それから市民の権利、子ども条例との関係、それと住民投票との関係ですが、私が見まして一番問題のなさそうところが2番目の「市民の権利」でございます。議会の方で推進していただきました「大分市子ども条例」が制定されております。その関係で、特に変更はないというのが事務局のたたき台でございますが、この点についてご意見を賜りたいと思っております。いかがでございましょうか。</p> <p>特に問題ないということによろしいでしょうか。特にご意見がないようでございますので、異論なしということで結論させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、一つ上に上がりまして、「市民」の内容でございますね。第1号から第3号まで、市民の分類がございますが、問題として挙がってきておりますのは、外国籍を有する大分市に定住される方の問題でございます。どういうふうに解していくかどうかということでございますが、事務局でお示しいただいた内容、結論は、その市民の中に外国籍を有する、大分市に定住される方も第1号の「市内に住所を有する者」に含まれるという解釈でございます。この点はいかがでございましょうか。</p> <p>事務局は変更ないということでございまして、今後その点につきましても、詰めをやる時には手引きの中で解釈のあり方をお示しするということになるかと思っております。条文の方向そのものの変更は必要ないというお考えですね。それで、解釈としましては、外国籍の定住者も含むということでございます。特にご異論がなければ。</p>
副委員長	<p>この問題については市民部会で議論します。</p>

<p>委員長</p>	<p>この点につきましては、次回以降ということにさせていただきたいと思 います。</p> <p>その次に、論点3の「住民投票」でございますが、「住民投票」につ きまして、私も市民意見交換会に出ていて、意見をお述べになった市民の皆 さんがおられまして、「そういうやり方があるのかな」ということもあつ て、地方自治法に基づく住民投票制度におきましては、当然住民の方に住 民請求という形で住民投票に関ることができると規定されているわけ ですよね。それは、言うまでもないことだと思ったわけですが、そう読めな かったのか、「何でいきなり市長が出てくるんだ」というようなご意見で ございました。なるほど、そういう読み方もされてしまうのかなと思つた ところでございます。そういうところから、この問題が出てきたと思うの ですが、変更はないというのがたたき台でございますが、ご意見賜りたい と思います。いかがでございますでしょうか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>事務局に質問ですが、「地方自治法でいう『住民』とは、外国籍を有す る人も含まれるという解釈になります」ということで、ここに書いていま す。そこからくると、住民投票条例ということで「住民」を規定する場合 に、住民投票条例を制定する場合は、それぞれ「住民」の定義、あるいは 「市民」の定義等、それぞれの条例の中に規定していくわけなので、この 地方自治法で言う「住民」ということに、囚われるということは関係ない のですね、関係してくるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当然、「住民」という言葉の中には、外国籍の方は一義的には入ると思 っております。ただし、住民投票を行う場合には、その対象者については 個別の条例の中で定めることとなりますので、その際に外国籍の方を入れ るか入れないかという決定は、条例の中でしていただくということになり ます。ですから、この条文をもって、外国籍の方も全て対象者ですとい うことは、何も決まっていないということになるかと思えます。</p>
<p>副委員長</p>	<p>そうすると、その都度その問題については、十分な議論がなされていく ようになるということなのですね。それは、全国的にそういう市民投票条 例とかいう形で動きがでてきている中で、この問題が浮上してきているの で、外国籍の市民も市民投票条例に参加できるのではないかとか、言葉が 違うけど、住民投票条例にもというようなことも外国籍の方々の中から、 そういう指摘が各自治体に出てきている流れがあるので、ここの分でこ ういう形で、地方自治でいう住民とはというようなことになると、その部 分の懸念がされるので、逐条解説の中でどう書くかの部分を詳しく検討し ていただきたいなと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。今、副委員長がおっしゃった点、逐条 解説でこの解釈のあり方というのは当然お示しいただかないと、ここは非 常に誤解を生じる部分があるかと思えますので、その点は最終的には逐条 解説、いわゆる手引きのご確認までいただかないと全体会議は終わりませ</p>

<p>副委員長</p>	<p>るので、後日お示しいただけることになりますので、その点は確認をしていきたいと思います。この条文は極めて白地的な規定と言いますか、内容が詰められる部分は条例に基づいて詰められていくと、他の条例ですね。ですから、この第26条でもって解決される部分というのはほとんどないということで、個別具体的な条例が制定しない限りには、早い話一歩も先に進めないというところに止まっているというところでございます。逐条解説につきまして、その点のご紹介をしっかりとっていただくようになるかと思えます。</p> <p>さて、あと残りの4点目、5点目でございますが、「市民権」、「市民主体」について、副委員長、ここもやっぱり関わってきますかね。</p> <p>先ほど部会の中の話で、の「市民権」を「市民主体」に変更という部分で、この解説を読んだ場合には市民の捉え方という部分に関連してきますので、ここは事務局の意見をそのまま、「市民主体」に変えるなら変える方が捉え方としては柔らかいし、通りがよくなるのではないかなという感じがしております。「市民の定義」の部分と関連している部分にはなってきますが、ここでこのままでいいということであれば、そのまま結構です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、一応部会の方でご議論をされるというスケジュールが決まっておりますので、それを踏まえて全体会議で再度結論を出していきたいと思えます。今日のところは、この分につきましても保留ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、第5点目でございます。「市民の責務」でございますが、これは私も参加しておりました植田の市民意見交換会で出てきたご意見でございます。市税、税金を払っていない方もおられるのではないかと。ですから、市税等ということで「等」を付けるということで、いかがでしょうかということでございます。これらも市民部会さん、市民の責務ということで、いささか関わりがあるかと思えますけれど、ここのところにつきましても、一応市民部会さんの方で折角ご議論いただいておりますので、それを踏まえて、次回の全体会議で結論を出させていただければと思えますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、今日事務局からお示しいただいたたたき台につきましてのご意見を賜りましたが、最終的には次回、次々回が予定されておりますので、その中で各部会のご議論を最大限ご尊重申し上げながら、全体会議で結論を出していければと思っているところでございます。</p> <p>そこで、次に参りたいと思えます。論点が5点ほど事務局から示された。3点につきましては、前回の全体会議で私どもが集約したところでございます。更に、論点として残されているものは無いのか、ということをやはりもう一度精査させていただくという観点から、できるだけ多くの方々からご意見をいただいておりますので、そのご意見を私どもとしては十分に検討したということで話を進めて参りたいと思えますので、次は、この会場での意見、それからアンケート意見、更には職員意見公募というのがご</p>

<p>事務局</p>	<p>ざいまして、そういったところでご意見をいただいております。お目通しをある程度いただいているかと思いますが、慎重審議という観点から事務局からご説明をいただいて、ポイントをご紹介いただいて、今日の段階でいただけるご意見は十分に頂戴したいと思っております。では、事務局よろしく願いいたします。</p> <p>次に「資料2」、「大分市まちづくり自治基本条例（素案）市民意見交換会意見集約」という資料をご覧ください。条文に関する意見について事務局の考え方を示しておりますが、ここでの説明は条文に係りのあるもののみとさせていただきたいと思っておりますので、詳細は後ほどご一読いただければと思います。</p> <p>それでは、まず1ページをご覧ください。2番です。「前文において、経済の発展に関することが一切触れていない。一考してほしい」という意見に対しまして、一番右ですけれども、第2段落におきまして「今も産業集積都市として発展を続けているということで謳われている」ということへの回答にさせていただきます。</p> <p>続きまして7番、8番「外国人は市民か」ですとか、そういう意見をいただいておりますが、まず7番の「本市のまちづくりについては、住所を有する人のみではなく、通勤・通学者や事業者など、多くの人に関わるることによって行われております。当然、外国籍の人についても様々な形でまちづくりに関わっており、一体となって進めていく必要があると考えていることから、このような条文としております」と書いております。</p> <p>8番ですが、「大分市に一時的に観光に来る人も、大分市民として見るのか」というご意見に対しまして、「この条文における市民の定義は、第2条第1項に規定をしておりますが、それによりまして観光客は市民に含まれないと考えております。なお、それぞれの条例により対象となる市民の定義を行うことになる」と考えております。</p> <p>2ページをご覧ください。10番は「市税」という言葉についてですけれども、論点の一つになっておりまして、「解釈上は、市税を含めた他のものも含まれると考えております」と考えております。</p> <p>続きまして14番です。「市民が一番情報を持つというような書き方になっていないように感じるので、検討してほしい」というご意見に対しまして、「市民がまちづくりに参加するためには、市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが必要です。そのため、市民・議会・市長の三者が等しく、まちづくりに関する情報を共有することを原則としております」という回答にしております。</p> <p>15番、「子どもの権利」についてでございますが、「事理認定能力がない子どもが大人と一緒に意見を言うのか。それを認めるのか」、これにつきましては先ほどの論点と重なりますけれども、「まちづくりを次の世代に引き継いでいくという観点から、子どもが将来大人になった時に地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています」という回答にしております。</p> <p>続きまして19番、「市民としての位置付けを高めるための意向のよう</p>
------------	---

なものを、1行でもいいからどこかに入れてほしい」ということに対して、「市民の責務として、第6条第1項に『努力義務』ということ謳っております。また第29条には『地域コミュニティ』を謳っております、市民としての意識付けを高める規定となっていると考えている」という回答にさせていただいております。

3ページをご覧ください。20番です。「市民の責務があるならば、そうでなければならない。見直しをしてほしい」というご意見に対して、「市民参画はあくまで自発的なものであり、強制されるものではありません。また、その他の責務についても、市民の主体性を尊重した上で務めていくことが必要であることからこういう表現にしています」という回答にしております。

続きまして22番です。「市民参加型の条例を目指すのであれば、市民の部分と行政の部分の表現を統一するべきではないか」という意見に対して、20番と同様の答えにしております。

続きまして25番です。「『職員は専念します。議会は有します。』と分けた理由について言葉としては同じにした方がよい。検討をお願いする。」ということに対して、「議会と職員の性格の違いを表現したものであり、異なる表現としています」という回答にしております。

続きまして4ページをご覧ください。31番です。「自治委員さんと町内会の組織の長である町内会長の使い分けは」ということのご意見に対して、回答としまして、「自治委員と町内会長にはご意見のような問題点の指摘もありますが、条文としましては第21条と29条を特に関連付けて考える必要はなく、内容的に問題はないと考えています」という回答にしております。

33番をご覧ください。「23条だけ市民、議会及び市長とあるが、他のところは全部、市長、議会、市民となっている。ここだけどうして順番が変わるのか」という意見に対して、「市民、議会、市長等が一体となって目的と情報を共有し、お互いの理解と信頼関係の下に協働によるまちづくりに取り組むことをより強調して規定しているため、市民、議会、市長等の表現にしています。」という回答にしております。

続きまして37番です。5ページをご覧ください。「市民が直接色々な要望をした時に、それらの要望を取り上げるシステムがこの中にはない。それは是非入れていただきたい」というご意見に対して、まず「住民投票については、この条例により事案ごとに必要事項を別に条例で定めて実施することとしております。また、第9条第5項には、市長の基本的役割と責務として、市民の意向を市政に的確に反映させる努力義務を、また第21条には「市長等は、機能的かつ効率的な行政運営が可能となる行政組織の編成を行うことを規定しています。」という回答にしております。

続きまして38番、39番ですが、「住民の権利を書いて、市長の方は地方自治法にありますよ、という方がやわらかくなっていいのではないか。」ということに対して、先ほどの論点とも重なりますが、「第26条は市政に係る重要な事項について、住民の意思意識を確認するため住民投票を行うことができる」ということを規定しているものです。住民の権利

	<p>としての住民投票は地方自治法第74条にも規定しておりますので、本条例に取って規定する必要はないと考えています」という回答にしております。</p> <p>続きまして6ページをご覧ください。42番です。「限られた予算の中で優先順位はどう決めるか。そういうシステムを具体的に載せられないのか」ということに対しまして、「本条例はまちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めるものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えておりますので、個別の施策の中で対応していきたいと考えております」という回答しております。</p> <p>45番です。「地域で責務と言われた時に、具体的な方法で検討を進めていただきたい」ということに対しまして、42番と同様の答えとさせていただきます。</p> <p>以上が条文に係る大きなご意見かと判断させていただいております。その他の意見が50番から出てきますけども、それにつきましては後ほどご一読いただければと思っています。「資料2」につきましては、以上でございます。</p> <p>委員長 ありがとうございます。9会場で市民意見交換会を実施させていただきまして、そこで出た意見を網羅的に集めまして、そして対応させていただいたわけでございます。事務局の方で大変なご苦労をいただいて、問いかけに対してご回答をいただいたというところでございます。今の部分につきまして、もっとも時間をかけて精査しなければならないのが本筋でございますが、全体会で時間を取れる部分というのが一定程度限られていますので、今、事務局からご説明いただいた部分につきまして、どうだろうか。これはちょっと納得できないなというような点がありましたら、その点からお出しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。特にご異論がないということによろしいでしょうか。</p> <p>全委員 はい。</p> <p>委員長 はい、その他の部分につきましてはもう一度ご自宅でご精査いただきまして、できるだけ時間的な効率を確保するために、ここは問題ではないかというようなところがありましたら事務局の方に直接ご意見をお寄せいただければと思います。その点をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>事務局 それでは次に参りたいと思います。次は、アンケートにつきましてご説明をいただきたいと思ひます。</p> <p>事務局 「資料3」、「大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会アンケート集約結果」をご覧ください。これも先程と同様に、条文に関する意見について事務局の考え方をお示ししております。条文に関係のあるものみの説明とさせていただきますので、詳細は後ほどご一読いただければと思います。</p> <p>事務局 1番、2番、3番になりますが、「『議会の責務』、『市長の責務』、『職員</p>
--	---

	<p>の責務』をそれぞれ規定しなければならないのか」というご意見に対しまして、「本条例は『市民』、『議会』、『市長等』の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものですので、それぞれの責務は規定する必要はあると考えています」という回答にさせていただいております。</p> <p>それ以外につきましては、特に大きな論点になるようなご意見ではないと考えさせていただいておりますので、「資料3」につきましては、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。今、事務局の方からご説明があった部分につきまして、ご意見がございましたら賜りたいと思いますが。特にございませんでしょうか。そうしましたら、あとの残りの分につきましては、また先程言ったようにご自宅でご精査いただければと思うところでございます。そして、問題点をご確認されたら、先程のような方法で事務局にご一報いただきたいというところでございます。</p> <p>それでは、次に職員意見公募につきまして参りたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、「資料5」です。「大分市まちづくり自治基本条例（素案）」についての職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方をご覧ください。若干の変更をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず1番です。「前文の第3段落『育む』と、第6条第1項第4号の『はぐくみ』、この漢字とひらがなですけれども、どちらかに統一した方がよい」ということで、「育み」という漢字に統一したいと考えております。</p> <p>2番ですが、「第2条第3項の『手を取り合って』はもっと能動的に『力を合わせて』とした方がよい」というご意見に対しまして「市民、議会、市長等がそれぞれの役割分担の中で、まず手を取り合うことが重要である」ということから、原案とおりにしたいと考えております。</p> <p>3番ですが、第24条です。「他の例のとおり、条文の言葉そのままから取り、『市民の提言』としてはどうか」ということのご意見に対しまして、市民の提言も大きく言いますと「市民提案」に含まれると考えておりまして、原案とおりにしたいと考えております。</p> <p>4番です。第29条、第30条です。「第29条第1項『地域の特性を活かした』と第30条第1項『まちづくりに生かす』、これは『生かす』で統一すべきではないか」ということで、どちらの意味も含められるように、ひらがなの「いかす」という言葉に統一させていただければと考えております。「資料5」については、以上でございます。</p>
	<p>委員長</p> <p>はい、ありがとうございます。これはかなり具体的な事務局からのご回答でございます。微調整と先程私が申し上げました部分に当たるかと思っております。この点につきまして、委員の皆様方からご意見を賜りたいと思っております。いかがでございましょうか。委員さん、どうぞ。</p>

<p>委員</p>	<p>1 番の「育む」という言葉なのですが、小中学生に分かるようにというのも前に聞いたことがあるし、この条文の中に幾つかパソコンで打てば字がそのまま当用漢字とかではなくて、出てくるという場合が幾つか、僕はチェックさせてもらっていますが、漢字を使っていい場合と、できれば「育む」は漢字でも小学生、中学生が読めないこともないかも知れないけれども、パソコンの字がそのまま出てくる場合がありますので、僕達を読めないようなことも出てくる可能性があります。その点、また後でこっちの方は帰る時に事務局に渡そうかなと思っていますが、これが出てきましたので参考までに、どっちがいいとか悪いとかは別として、お願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。最後に残される精査すべき部分になるかと思えます。内容的に、条文の中身が変わるわけではございません。そういうことですので、ここのところは今日急いでどっちにすべきだという結論を出す状況ではございませんので、今後も全体会議が予定されておりますので、今、委員さんがおっしゃった部分は、当初から子どもでも読めるような条例というのを目指そうではないか、というご意見も私は十分に出ていたと認識しておりますので、そういう観点から考えていったらどうだろうかということでございます。</p> <p>更に、委員さんは個別にここで挙がってない部分でもどうだろうかというような意見を持っているということでもありますから、是非またその点は事務局にお伝えいただければと思います。他の委員さんの方々におかれましても、そういったものがございましたら、内容的に変わるものではないけど、漢字・ひらがなとかいう部分があれば、お出しいただければと思います。非常に最後の詰めの部分でございますので、存分にご意見を出していただければと思うところでございます。ただし、あまり時間をかけてやっていただきますと、時間切れになってしまいますので、一応3月議会に間に合うようにというのが大前提でございますので、可及的速やかにご意見を出していただければと思うところでございます。</p> <p>さて、そういうことで、今日はこの結論をどうするかというのはちょっと保留ということで、次回若しくは次々回に最終結論を出していただければと思うところでございます。</p> <p>そこで、せっきくの全体会議でございますから、委員の皆様方におかれまして、こういう点が抜かっているか。こういう論点整理というのはないのですか、という部分がありましたらお出しいただければと思います。まさに、その他ということで、意外とすっぱりと気が付かない部分が出てきているかもしれませんので、大所高所からご議論いただいておりますので、せっきくの機会ですからご意見を賜りたいと思います。最後の本当に具体的な内容を検討して参りましたが、その過程の中ですっぱり落ちこんでいるような問題点はないか、というところでございます。よろしく願いいたします。委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>私が気付いた点を申し上げたいと思います。実は、今日事務局から回答いただきましたけれども、各会場で色々な質問が出たのがこれに載ってい</p>

	<p>るわけでございます。そうした時に、質問者の方が「このままいくのですか。3月にできあがるのですか。どうするのですか」というようなご意見もいただきながら、進んできたところだと思っております。</p> <p>だから、これが最終結論ではありませんけれども、ある程度になれば各会場で行った以上は、やはりこの結果を途中経過でもよいし、せっかく意見を出していただいた方に分かるようにしてあげたらどうかと思うのです。そうしないと、色々言ったけど我々委員だけが知っているのだと。</p> <p>要するに、この回答は事務局からいただいて、こうなっているのだと。しかしながら、会場に来られた方については、「私が質問したことはどうということになっているのだろうか」というようなことも考えられると思うので、行政センター等9会場あったのですが、そちらの方にある程度途中経過というか、一つの結論をめいたものについてはお出しして、閲覧できるようにしてあげたらどうかということをお思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。我々の審議過程の中における重要な今まで論じていない論点です。私も会場で様々な意見を聞かせていただきながら、意見を言った方々の気持ちからすればそういうことかなと思うのですが、事務局今の段階でお答えできることがございましたらどうぞ。</p>
事務局	<p>パブリックコメントにつきましては各支所、出張所と地区公民館で閲覧した関係上、そこで回答を資料として、市として責任を持つてすることをお示しするというルールになっておりますので、その資料の中に今の会場の意見の資料とアンケートの意見の資料を一緒に添付させていただきたいと思っております。</p> <p>それと、今日のこの資料ですけれども、これまでもそうなのですが、会議が終わったら速やかにホームページ上に載せていますので、パソコンを使える方は近いうちに見られるような状況にはなりません。検討過程の資料も見られるということで、そういう対応をさせていただければと思っております。</p>
委員長	<p>可能な限り公開をさせていただくという方向で努力をしていくということで、事務局もその対応を可能な限りやっただけというお話でございます。完璧にできあがったものではないのですが、途中経過を公開できるものは可能な限り公開していくということでございますので、その辺は非常に微妙な判断もあるかと思っておりますので、委員さん、基本的には可能な限り公開していくということによろしゅうございましょうか。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
委員長	<p>最後にこういうことだったのかというよりも、手前で公開できるものは公開して、意見を言われた方々に対して真摯に対応していくという努力をとっていきたいというところで、全体会議のご意向ということによろしいでしょうか。事務局、その辺の事務方としての実務につきましては、その</p>

	<p>精神を存分にいかして対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他ございませんでしょうか。委員さん。</p>
委員	<p>今頃になってそんなことを言うかと思われそうにあるのですが、論点の「市民の権利」の中の第5条5番目の「子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる」、「子どもは環境を求めることができる」、成長過程にある子どもがその「環境を求めることができる」。この「環境を求めることができる」というのは、どういう意味合いを指しているか、その辺もう1度説明願えませんか。</p>
委員長	<p>事務局、対応できますか。</p>
事務局	<p>全てを今すぐに申し上げることは大変難しい面がありますけれども、部会を中心としたご議論をいただく中では、「子どもの健全育成という側面をぜひ言葉の中に入れてほしい」というようなご意見がいくつかあったように記憶しております。この条文の意図としましては、当然議会の方で制定されています「大分市子ども条例」の関連も当然あるのですが、それはそれとしまして、子どもの立場から考えた時に、将来を担う子どもの健全育成を大人の方から与えるというようなことだけではなくて、子どもの方の側面からも是非これはよりよい環境を自ら要求するということになるのかどうか分かりませんが、両面から謳う必要があるものではないかというような意図ではなかったかなと思っております。</p>
委員	<p>分かりました。そうすると、私どもが子どもに対してよりよい環境を提供する役割をするわけでありましてけれども、子どもというのをどう捉えるかということにもなりますけれども、判断能力が十分に熟成していない段階の子ども達の意向をそのまま「はい、そうですか」という形でこの条文を解釈すると、ちょっと困ることが出てきやしないかなと、そんな思いがしたものですから、その辺はどうなのですか。</p>
事務局	<p>委員さんがおっしゃったことの懸念は、事務局の方でも当然思考の範疇には入れているつもりでございます。ただし、潜在的に子どもも大人と同じように権利、人権というのを持っておりまして、教育を受ける権利というのがございます。かと言って、子どもの主張を全て受け入れるという趣旨では決してなくて、判断能力と言いますか、意思能力が不十分な子どもの要求というのは、例えば保護者を通じてということもありましょうし、当然子ども自身が請求できるものもありましょうし、ただ受け入れるべきでない要求まで受け入れるということでは決してなくて、要求の仕方は色々あるかと思うのですが、一応その表現としてはこういう形になっておりますけれども、要求の仕方は色々あるということですね。全て無分別に受け入れることではないという意図とは思っております。</p>

委員	<p>それが、この条文からは読み取れないですね。逐条解説でその分については、十分な説明をしておく必要があるのではないかと。それは、大事なことはないかなとそういう気が、今頃になってこういうことを言うのもなんですけれども、少し気になったものですから。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。今、委員さんのおっしゃったことを踏まえて、逐条解説で誤解の生じないような無制限な内容ではございませんと。そういう権利ではございませんということを、市民の皆さんにご理解いただくような逐条解説の上での配慮をしていただければと思うところでございますが、委員さん、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>事務局、今日の段階では当然対応できませんので、次回以降で対応できる分をお示しいただければと思っているところでございます。ありがとうございました。</p> <p>その他、ございませんでしょうか。特になければ、「その他」について、今日の段階で意見は尽くされたと理解させていただければと思います。今日、私の方で用意させていただきました議題は全て終了いたしましたと認識しております。</p> <p>バトンタッチを事務局にさせていただければと思います。事務局、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>その他として、何点かご説明させていただきたいと思います。まず、逐条解説についてですが、市民意見交換会前の検討委員会でもお願いさせていただいたかと思いますが、逐条解説につきましてご意見等がございましたら、事務局までお寄せいただければと思います。再来週の火曜日が検討委員会ということで予定させていただいておりますので、できましたら来週中を目途に、事務局までお寄せいただければと思います。</p> <p>次に、次回の日程についてでございますが、第28回検討委員会につきましては、1月24日(火曜日)午前10時から市役所の本庁舎8階大会議室で開催いたします。また、第29回検討委員会につきましては、1月27日(金曜日)午前10時から第2庁舎6階大研修室で開催する予定となっております。なお、先程の部会でのご検討の中で市民部会の皆様方は、来週市民部会を開催していただくということでございますので、そちらの方もお願いできればと思っております。事務局からは、以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。今の点で何かご意見がございませんでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>それでは、本日の全体会議はこれにて終了させていただきたいと思えます。お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>